

## 福岡市子育て家庭を社会全体で支え、 子どもを虐待から守る条例 とは

子どもは、一人ひとりが未来を創っていくかけがえのない存在であり、子どもが心身とも健やかに成長していく社会をつくることは全ての人にとっての願いです。子どもに対する虐待は、いかなる理由があろうとも決してゆるされることではありません。福岡市では、児童虐待を未然に防ぐためのさまざまな取組みを推進しています。この条例は、「子どもに優しい都市福岡」の実現を目指し、市や関係機関、地域住民が一丸となって、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを虐待から守るために、議員提案で制定されました。

### 子どもを虐待から守るために、 子育て家庭を社会全体で支えましょう



## 相談窓口

秘密は守ります。安心してご相談ください。

### 児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく  
**189**

児童虐待かも…と思ったら、  
すぐにお電話ください。

### こども総合相談センター（えがお館）

**092-833-3000**

※24時間対応 (12/29~1/3は休み)

### 各区こども家庭センター子育て支援課

東 区 **092-645-1082**

博多区 **092-419-1086**

中央区 **092-718-1106**

南 区 **092-559-5195**

城南区 **092-833-4108**

早良区 **092-833-4398**

西 区 **092-895-7098**

※月～金曜日9～17時 (祝日・12/29～1/3は休み)



(8条)

### 毎月5日 虐待防止推進の日

### 毎年11月 虐待防止推進月間



「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

発行 福岡市こども未来局こども家庭課

令和6年3月発行

# 子どもに 優しい都市 福岡へ

福岡市子育て家庭を社会全体で支え、  
子どもを虐待から守る条例  
2023年4月1日施行



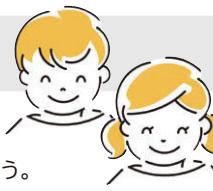
みんなでつくろう！ 社会で子育て

# 福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例

## 基本理念（3条）

### ①子どもの生命を守り、権利を尊重しましょう

子どもの命を守ることを最も優先します。そして子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しましょう。



### ②虐待を未然に防ぎましょう

虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為です。その被害の未然防止が十分に図られることを重んじて行われなければなりません。

### ③子育て家庭を社会全体で支えましょう

安心して子育てできる環境づくりのためには、子育て家庭が地域社会から孤立しないことが重要です。そのために福岡市や関係機関、そして地域住民が手を取り合って子育て家庭を支えることが大切です。

## 市の責務（4条）



### 子どもを虐待から守るために施策を策定・実施します

基本理念に則って子どもを虐待から守るために総合的な施策を策定し実施します。

### 市役所の各部署、関係機関や地域住民と連携します

施策を実施するにあたり、福岡市庁内の組織間や、関係機関、および地域住民の皆さまと連携して取り組みます。

### 関係機関、地域住民の取組みを支えます

皆さまと実施する取組みで必要な支援を行います。



## 関係機関等の役割（6条）



### 虐待に気づきやすい立場です

虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、子どもや保護者を見守り、虐待の早期発見に努めましょう。

### 専門性や特性を生かして連携しましょう

それぞれの専門性や特性を生かして、福岡市や他の関係機関と相互に連携して子どもや保護者に対する支援を自ら行い、子どもを虐待から守るための取組みを主体的に行いましょう。

### 市が実施する施策にも協力しましょう

福岡市が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するよう努めましょう。

## 未然防止のため（9条・10条）

### 妊娠早期から切れ目なく子育て家庭を支えます

（産前・産後母子支援事業、ヘルパー派遣、おむつ安心定期便、ショートステイなど）

### 子育ての不安や悩みをお聞きします

（こども総合相談センター「えがお館」、各区こども家庭センター子育て支援課、児童家庭支援センターなど）

### 地域で子どもと子育て家庭を見守ります

（要保護児童支援地域協議会、子ども虐待防止活動推進委員会、児童虐待防止医療ネットワークなど）



## 保護者の責務（5条）

### 虐待が子どもに与える重大な影響を認識しましょう

子どもの健全な成長において保護者は大きな存在です。

虐待が子どもに与える重大な影響を認識しましょう。

### 子どもの尊厳を守りましょう

体罰など子どもの尊厳を傷つける全ての行為を行ってはなりません。

### 子どもの安全確認には協力しましょう

保護者や同居人の方は、通告受理機関が行う子どもの安全確認に協力しましょう。



## 地域住民等の役割（7条）

### 子育て家庭を支える主体として関心と理解を深めましょう

福岡市や関係機関とともに子育て家庭を支える主体として、子どもを虐待から守ることに関心と理解を深めましょう。

### 子育て家庭の孤立化を防ぎましょう

地域の子どもや保護者を見守り、関わりを深めることで子育て家庭が地域社会から孤立しないようにしましょう。

### 市が実施する施策にも協力しましょう

福岡市が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するよう努めましょう。



## 早期発見・対応のため（11条～13条）



### 相談しやすい環境を整えます

（24時間体制の電話相談、SNSによる相談受付など）

### 速やかに安全確認します

（休日や夜間も含めた家庭訪問など）

## 虐待を受けてしまった子どものため（14条・15条）

### 再び虐待を受けることがないように、

再び虐待をすることがないように

### 支援します

（子どもの心理的ケア、親子関係再構築のためのプログラムの実施など）